

今治市えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金交付事務取扱要領

平成21年3月31日制定

今治市要領

1 趣旨

この要領は、今治市えひめの未来チャレンジ支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業等

- (1) 補助対象事業は、原則として単年度事業とするが、複数年度にわたる事業であっても事業内容等を検討したうえで市長が特に認めるものについては、補助対象とすることができる。ただし、事業選定は単年度ごとに行うこととする。
- (2) 要綱第3条2項第3号に該当する事業のうち、採択枠の関係等により他の補助制度での採択の見込みがない事業については、事業内容等を検討したうえで市長が特に認めるものについては、補助対象とすることができる。ただし、県単独補助事業の要件に該当する事業については、理由のいかんにかかわらず補助対象としない。
- (3) 要綱第3条第2項第5号に該当する事業のうち、事業効果の面で新規事業と同等の展開が見込まれると市長が認めるものについては、補助対象とすることができる。
- (4) 要綱第4条に規定する事業計画書を提出済の事業については、補助金の交付決定の日までに着手している事業であっても、その事業実施に合理的理由があると市長が特に認めるものについては、補助対象とすることができる。

3 補助対象事業の選定

補助対象事業の採択に当たっては、次の項目について総合的に検討を行うこととする。

- ① 他の団体等のモデルとなるような先導性、戦略性が認められる事業であること。
- ② 事業の実施にあたり、地域住民との話し合いや意見の聴取が十分に行われ、その内容が具体的に反映される事業であること。
- ③ 事業完了後の取組みが具体的であり、事業効果の継続性が期待できること。
- ④ 地域振興に関して具体的な効果が見込める事業であること。
- ⑤ その他市長が必要と認める基準を満たしていること。

4 補助事業の追加・変更

要綱第7条第1項第3号の事業内容の重要な変更とは次のようなものをいう。

- ① 事業施行箇所の変更
- ② 事業期間(年度)の変更
- ③ 変更前の事業計画で予定していなかった新たな事業内容の大幅な追加や事業計画の内容の大幅な削減等

5 事業の遅延

補助金の交付決定を受けた民間団体等は、やむを得ない理由により指定の期限までに、事業の完了する見込みがなくなったときは、その理由を付して市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

6 書類の提出等

- (1) 民間団体等は、要綱第10条の事業実績報告書については、事業完了後1箇月以内、又は事業年度の3月31日のいずれか早い時期に提出しなければならない。
- (2) 要綱第15条に規定する証拠書類については、各種権利関係、許認可、施工中及び完了時の詳細写真等事業執行全般に係る書類等を含むものとし、市長が求めた場合には、民間団体等はこれらの書類を提示しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日今治市要領)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日今治市要領)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日今治市要領)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。